**ＯＳＡＫＡ外国人材受入促進・共生推進協議会　設置要綱**

資料１

（目的）

第１条　官民の関係団体の情報共有・相互連携等を行い、外国人材の受入促進と共生推進を図るため、「ＯＳＡＫＡ外国人材受入促進・共生推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会においては、 次の事項を所掌する。

（１）外国人材の受入促進に関すること

（２）外国人との共生推進に関すること

（３）その他目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織及び会議）

第３条　協議会は、別表１に掲げる団体により組織する。

２　協議会に、会長及び副会長を置く。会長は、大阪府副知事の職にあるものをもって充てる。副会長は、大阪市副市長の職にある者、大阪商工会議所の副会頭の職にある者、公益社団法人関西経済連合会の副会長の職にある者、一般社団法人関西経済同友会の理事の職にある者をもって充てる。

３　委員は、別表１に掲げる団体を代表する者をもって充てる。

４　会議は、会長が招集し、主催する。

５　会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第４条　協議会の事務局は、大阪府及び大阪出入国在留管理局に置く。

（ワーキンググループ）

第５条　協議会に、個別の事項ごとに協議、情報共有等を行うため、以下のワーキンググループを置く。

1. 受入促進に関するワーキンググループ
2. 共生推進に関するワーキンググループ

（ワーキンググループの組織及び会議）

第６条　受入促進に関するワーキンググループは、別表２に掲げる団体により組織する。共生推進に関するワーキンググループは、別表３に掲げる団体により組織する。

２　ワーキンググループに、リーダーを置く。受入促進に関するワーキンググループのリーダーは、大阪府商工労働部商工労働総務課長の職にある者をもって充てる。共生推進に関するワーキンググループのリーダーは、大阪府府民文化部府民文化総務課長の職にある者をもって充てる。

３　受入促進に関するワーキンググループの委員は、別表２に掲げる団体から推薦のあった者を充てる。共生推進に関するワーキンググループの委員は、別表３に掲げる団体から推薦のあった者を充てる。

４　会議は、リーダーが招集し、主催する。

５　リーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（ワーキンググループの事務局）

第７条　ワーキンググループの事務局は、大阪府に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、会長が別に定める。

（附　則）

この要綱は、令和４年９月　日から施行する。

別　表１（第３条関係）

|  |
| --- |
| 団　体　名 |
| 大阪府 |
| 大阪市 |
| 大阪府市長会 |
| 大阪府町村長会 |
| 大阪出入国在留管理局 |
| 大阪労働局 |
| 近畿厚生局 |
| 近畿農政局 |
| 近畿経済産業局 |
| 近畿地方整備局 |
| 近畿運輸局 |
| 大阪航空局 |
| 大阪商工会議所 |
| 公益社団法人関西経済連合会 |
| 一般社団法人関西経済同友会 |
| 日本労働組合総連合会大阪府連合会 |
| 公益財団法人大阪産業局 |
| 公益財団法人大阪観光局 |
| 日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部 |
| 外国人技能実習機構大阪事務所 |

別　表２（第６条関係）

|  |
| --- |
| 団　体　名 |
| 大阪府 |
| 大阪市 |
| 大阪出入国在留管理局 |
| 大阪労働局 |
| 近畿厚生局 |
| 近畿農政局 |
| 近畿経済産業局 |
| 近畿地方整備局 |
| 近畿運輸局 |
| 大阪航空局 |
| 大阪商工会議所 |
| 公益社団法人関西経済連合会 |
| 一般社団法人関西経済同友会 |
| 日本労働組合総連合会大阪府連合会 |
| 公益財団法人大阪産業局 |
| 公益財団法人大阪観光局 |
| 日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部 |
| 外国人技能実習機構大阪事務所 |
| 公益財団法人国際人材協力機構大阪駐在事務所 |

別　表３（第６条関係）

|  |
| --- |
| 団　体　名 |
| 大阪府 |
| 大阪市 |
| 大阪府市長会 |
| 大阪府町村長会 |
| 大阪出入国在留管理局 |
| 公益財団法人大阪府国際交流財団 |
| 公益財団法人大阪国際交流センター |